

公益財団法人松山国際交流協会の広報協力に関する取扱要領

公益財団法人松山国際交流協会(以下「当協会」という。)が保有する情報発信ツールのうち、メールニュース、松山市男女共同参画推進センター内に当協会が設置する掲示板等(以下「掲示板」という。)への広報物の掲示等については、この要領に定めるところによる。

(目的)

第1条 当協会では、地域における国際交流や国際協力及び多文化共生の推進に役立てるため、当協会以外が実施する国際交流等に関する催事等について、ポスター、チラシ及びパンフレット等を掲示し、広くその周知に協力する。

(定義)

第2条 当協会が保有する情報発信ツールで、次のものを掲示するものとする。

(1)国際交流や国際協力、多文化共生の推進に役立つと認められる情報

(使用許可の申請)

第3条 当協会の情報発信ツールによる広報協力を希望する場合は、「公益財団法人松山国際交流協会 広報協力申請書」(別添様式1)を提出し、当協会理事長の許可を受けなければならない。

(使用の許可手続き)

第4条 「公益財団法人松山国際交流協会 広報協力申請書(別添様式1)」を受け付けたときは、活動内容等を審査し、速やかに広報協力を決定するものとする。

(使用の制限)

第5条 次に掲げる場合は、当協会は広報協力を許可しないものとする。

- (1)営利を目的とするもの
- (2)法令に違反又はその恐れがあるもの
- (3)特定の個人・組織の利益増進を目的とするもの
- (4)原則として、団体所在地が愛媛県にないもの
- (5)宗教活動、政治活動・選挙活動及び公序良俗に反するもの
- (6)暴力団または暴力団員と密接な関係を有するもの又はその構成員の統制の下にあるもの
- (7)その他協会が掲示に不適當であると判断するもの

(使用の中止及び削除)

第6条 次に掲げる場合は、掲示の決定を取り消し、広報協力の中止若しくは削除するこ

とができる。

- (1) 当協会の許可を受けずに広報物を掲示したとき。
- (2) 許可を受けたものと異なる広報物を掲示したとき。
- (3) 許可の期間を経過したとき。
- (4) 当協会が保有する情報発信ツールに、運営上の支障が生じるおそれがあるとき。

(使用及び利用に関する責任)

第7条 掲示する広報物の内容は、申請者並びに利用者との双方の責任において利用するものとし、協会は一切の責任を負わないものとする。

2 当協会は広報物についての各種問い合わせや翻訳等は取り扱わない。

(掲示要領)

第8条 情報発信ツールのうち、掲示板への広報物の掲示を希望するものは、協会の許可を受け、受付印を押印したものでなければならない。

- 2 掲示期間は、最長2か月とする。
- 3 広報物の大きさは、原則としてA3サイズより小さいものとする。
- 4 日時、内容等が同一内容の掲示は、原則1回限りとする。

(掲示基準)

第9条 情報発信ツールのうち、メールニュースにおける広報物の掲示を希望するものは、ファイル形式は gif、jpg、png とし、容量は50kb 以内を目安とすること。

2 広報物に併せて掲示する文書については、原則、日本語又は日本語併記のものとし、テキスト形式文書(.txt)又は word で、次の事項を記載すること。

- (1) 日時
- (2) 場所
- (3) 参加費
- (4) 概要
- (5) 問い合わせ先(電話番号、ファックス番号又は電子メールアドレス)

3 掲示する広報物又は広報物に併せて掲示する文書の掲示時期及び掲示方法は、当協会が決定するものとする。

4 掲示する広報物又は広報物に併せて掲示する文書の表現及び表記方法については、必要に応じ、当協会が変更する場合がある。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から実施する。